北九州市監査公表第6号 令和5年2月8日

 北九州市監査委員
 小
 林
 一
 彦

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 森
 本
 由
 美

 同
 渡
 辺
 均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を 行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

## 1 監査の対象

今回の監査は、環境局、上下水道局及び保健福祉局(病院事業会計)の令和3年度及び令和4年度(令和4年4月から同年6月末日まで)の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

#### 2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

## 3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

## 4 監査の結果

## (1)環境局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

## ア 支出事務

# (ア) 物品購入について

#### (環境国際戦略課)

環境国際戦略課の物品購入について、技術監理局契約課において契約すべきものを、通知で指定された受付期限に間に合わず、担当課で

契約しているものがあった。

市副市長以下専決規程(以下「専決規程」という。)では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。また、令和3年10月8日付契約課長通知では、契約課が指定する受付期限に間に合うように計画的に事務を進めるとともに、予期せぬ事由により受付期限までに持込みできない場合は、個別に協議することとしている。

契約課で契約すべきものを担当課で契約することは、専決規程に反するとともに、予算の効率的執行の面からも適切でない。

適正な事務処理をされたい。

# (2) 上下水道局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

# (3) 保健福祉局 (病院事業会計)

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。